

平成30年3月定例会議案概要

・第1号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員友田和昭氏の任期満了（平成30年4月16日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：大里定則（おおさと・さだのり）

略歴：弁護士

越谷市公共事業再評価委員会委員

・第2号議案から第15号議案まで

越谷市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（14件）

越谷市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

* 任期：平成30年4月27日から平成33年4月26日まで（3年間）

氏名	略歴
浅子 栄	越谷市農政審議会委員 越谷市農業委員会会長職務代理者
宇田川 道代	有限会社孝翔取締役
荻島 元治	越谷市農業団体連合会副会長 越谷市環境審議会委員
金子 繁雄	元越谷市農政審議会会長 越谷市農業委員会委員
坂巻 秀雄	元越谷市スポーツ推進審議会副会長 越谷市農業委員会委員
渋谷 喜代治	越谷市農業協同組合理事 元越谷市グリーンクラブ会長
高橋 重雄	越谷市農業委員会委員
高橋 政太郎	越谷市農政審議会会長職務代理者 越谷市農業委員会会長
田口 勲	越谷市農業委員会委員
藤井 光昭	越谷市農政審議会会長 越谷市農業委員会委員
三ツ木 宗一	元越谷市立小中学校学区審議会会長職務代理者 越谷市農業委員会委員
山崎 保夫	元越谷市農業協同組合常勤監事
吉田 佳子	増林連合婦人防火クラブ会長 元越谷市保健衛生審議会委員
興石 大介	行政書士

- ・**第16号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**
 越谷市固定資産評価審査委員会委員中村恭之氏の任期満了（平成30年3月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。
 《後任委員》
 氏 名：中 村 恭 之（なかむら・やすゆき）
 略 歴：土地家屋調査士
 越谷市固定資産評価審査委員会委員
- ・**第17号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**
 越谷市固定資産評価審査委員会委員大沢昌太郎氏の任期満了（平成30年4月2日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。
 《後任委員》
 氏 名：大 沢 昌太郎（おおさわ・しょうたろう）
 略 歴：税理士
 越谷市固定資産評価審査委員会委員長
- ・**第18号議案 越谷市議会議員及び越谷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について**
 公職選挙法の一部が改正されることに伴い、越谷市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成に要する経費について、候補者1人当たり4,000枚を上限に公費負担できることとするもの。平成31年3月1日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用
 ＊ ビラの作成に要する経費の公費負担の対象及び候補者1人当たりの枚数の上限
 改正前：市長選挙 16,000 枚
 改正後：市長選挙 16,000 枚、市議会議員選挙 4,000 枚
 ＊ 選挙運動用ビラの作成経費の上限 = 1枚当たり 7円51銭
- ・**第19号議案 越谷市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について**
 地方自治法の一部が改正されることに伴い、引用条項の改正を行うもの。平成30年4月1日から施行
 改正前：地方自治法第196条第1項
 改正後：地方自治法第196条第6項
- ・**第20号議案 越谷市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について**
 市立病院及び保健所の医師の定年について、「65歳」から「68歳」に改めるもの。平成30年4月1日から施行

・第21号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

土壤汚染対策法等の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。平成30年4月1日から施行

(1) 衛生手数料関係

① 土壤汚染対策法の一部が改正されることに伴い、汚染土壤処理業の譲渡等の承認申請に係る手数料を新設するもの

ア 汚染土壤処理業譲渡等承認申請手数料 120,000円

イ 汚染土壤処理業合併等承認申請手数料 120,000円

ウ 汚染土壤処理業相続承認申請手数料 120,000円

② 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、破砕業変更許可申請に係る手数料の額について、政令による標準額と同額に引き下げる改定を行うもの

(2) 土木手数料関係

建築基準法の一部が改正され、既定の用途地域の建築規制に田園住居地域が追加されることに伴い、建築等許可申請手数料（180,000円）において当該地域を新たに対象とするもの

(3) 消防手数料関係（製造所の設置許可申請に係る審査手数料等）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請等に係る手数料の額について、政令による標準額と同額に引き上げる改定を行うもの

・第22号議案 越谷市消防団条例の一部を改正する条例制定について

機能別団員を設置すること等に伴い、所要の改正を行うもの。平成30年4月1日から施行

(1) 機能別団員（特定の消防業務に従事する団員）

① 定員 30人

② 報酬等 報酬：(年額) 10,000円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

(2) 消防団員（機能別団員を含む）は、3年を超えない範囲で消防団活動の休止をすることができることとするもの

・第23号議案 越谷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

消防団員の退職報償金について、機能別団員を支給対象から除くとともに、その算定基礎となる勤務年数に算入しない事項を定めるもの。平成30年4月1日から施行

(1) 勤務しなかったことが明白である期間

(2) 機能別団員として勤務した期間

・第24号議案 包括外部監査契約の締結について

(1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期：平成30年4月1日

(3) 契約金額：1,200万円を上限とする額

(4) 契約の相手方：越谷市東越谷六丁目113番地 1-218

長田慶洋（公認会計士）

- ・**第25号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について**
 埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議するもの。
 ＊ 現行の「入間東部地区衛生組合」が解散し、「入間東部地区消防組合」がその事務を引き継ぐとともに、名称について「入間東部地区事務組合」とされる予定（平成30年4月1日から）
- ・**第26号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について**
 入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するもの。
- ・**第27号議案 国民健康保険の保険給付費支払基金条例を廃止する条例制定について**
 国民健康保険法の一部が改正され、被保険者に係る保険給付費支払金が、埼玉県から国民健康保険保険給付費等交付金として、その全額が市に交付されることに伴い、本条例を廃止するもの。公布の日から施行
- ・**第28号議案 住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例制定について**
 住民基本台帳カードの利用による証明書交付サービスの提供を廃止することに伴い、本条例を廃止するもの。平成30年8月1日から施行
- ・**第29号議案 越谷市印鑑条例の一部を改正する条例制定について**
 証明書自動交付機による印鑑登録証明書交付サービスの提供を廃止するとともに、印鑑登録原票の登録事項から「男女の別」を削除するもの。平成30年8月1日から施行
- ・**第30号議案 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について**
 所得税法の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用する「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもの。公布の日から施行
- ・**第31号議案 越谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について**
 高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、新たに保険料徴収の対象とするもの。平成30年4月1日から施行
- ・**第32号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について**
 第1号被保険者（65歳以上）に係る介護保険料の見直しを行うもの。平成30年4月1日から施行
 <基準額> 改正前：月額4,490円（年額53,880円） 平成27年度～平成29年度
 改正後：月額4,700円（年額56,400円） 平成30年度～平成32年度

・第33号議案 越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定について

介護保険法の一部が改正されることに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるもの。平成30年4月1日から施行

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」等の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関連する11議案（★印）において、省令と同様の改正を行うもの

【省令改正の主な内容】

- (1) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により「介護医療院」、「共生型サービス」が創設されることに伴う所要の改正
- (2) 身体的拘束等の適正化のための措置の義務付けに伴う改正

・介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設

・共生型サービス

介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする特例

・身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化のための指針の整備、介護職員に対する適正化のための研修等の実施

・第34号議案 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令に従い、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

・第35号議案 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令に従い、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

・第36号議案 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

・第37号議案 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第38号議案 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第39号議案 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第40号議案 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第41号議案 越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第42号議案 越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第43号議案 越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- ・第44号議案 越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

・第45号議案 越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

介護保険法施行規則（省令）の一部が改正され、主任介護支援専門員の資格要件に係る規定が改正されたことに伴い、省令に従い、条例中の主任介護支援専門員の資格要件（研修に係る規定）について、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

・第46号議案 越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。平成30年4月1日から施行

(1) 国民健康保険法関係

国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されることに伴う条文整備

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律関係

国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、重度心身障害者の医療費の支給対象者について改めるもの

・第47号議案 越谷市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例制定について

重度心身障害者手当の支給対象者の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。平成30年7月2日から施行

(1) 新たな支給対象者及び手当額

精神障害者保健福祉手帳2級所持者 月額3,500円

(2) 新たに支給対象外とする者（既に支給されている者を除く。）

① 施設入所者

② 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給者

③ 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者

・第48号議案 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

(1) 自立生活援助（本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス）の創設に伴い、当該サービスに係る基準を設けるもの

(2) 就労定着支援（就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス）の創設に伴い、当該サービスに係る基準を設けるもの

(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助（重度の障害者等に対して、常時の支援体制を確保するサービス）の創設に伴い、当該サービスに係る基準を設けるもの

(4) 共生型サービスの創設に伴い、当該サービスに係る基準を設けるもの

・第49号議案 越谷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成30年4月1日から施行

- (1) 職業生活における相談等の支援のための規定を設けるもの（生活介護）
- (2) 通勤のための訓練の実施のための規定を設けるもの（就労移行）

・第50号議案 越谷市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、指定障害者入所施設が障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業員の員数等の特例を廃止するもの。平成30年4月1日から施行

・第51号議案 越谷市手話言語条例制定について

手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、社会的な障壁によって分け隔てられることなく、全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的に制定するもの。公布の日から施行

- * 前文、目的（第1条）、基本理念（第2条）、市の責務（第3条）、市民の役割（第4条）、施策の推進計画（第5条）、財政上の措置等（第6条）、委任（第7条）

・第52号議案 越谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

建築基準法の一部が改正されることに伴い、引用条項の改正を行うもの。平成30年4月1日から施行

改正前：建築基準法別表第2 (ち) 項

改正後：建築基準法別表第2 (り) 項

- * 越谷駅西口地区地区整備計画区域

・第53号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

都市公園法施行令の一部が改正され、一の都市公園に設ける運動施設の面積の割合の上限について、100分の50を参酌して条例で定めるとされたことに伴い、当該割合を100分の50（ただし、北越谷第五公園、越谷流通公園、大杉公園は100分の70）と定めるもの。公布の日から施行

・第54号議案 越谷市空家等対策協議会条例制定について

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、越谷市空家等対策協議会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成30年7月1日から施行

- (1) 所掌事項：空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 組織：市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱（15人以内）
 - ① 自治会を代表する者
 - ② 市議会議員
 - ③ 法務に関する学識経験者
 - ④ 不動産に関する学識経験者
 - ⑤ 建築に関する学識経験者
 - ⑥ 福祉に関する学識経験者
 - ⑦ 文化に関する学識経験者
 - ⑧ 公募による市民
- (3) 任期：2年
- (4) 委員の報酬等
報酬：(日額) 6,000円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第55号議案 越谷市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定について

生産緑地法の一部が改正され、「500平方メートル以上」とされている生産緑地地区の区域の規模に関する条件について、条例により引き下げることが可能となったことに伴い、当該規模を「300平方メートル以上」(政令で定める下限)の区域とするもの。平成30年4月1日から施行

・第56号議案 議決事項の一部変更について(越谷第一ポンプ場電気設備改修工事委託に関する協定の締結)

平成28年6月定例会の議決を経た上記協定の締結について、工事の終了による協定額の確定に伴い、委託金額を「248,000,000円」から「166,570,000円」に変更するもの。

・第57号議案 損害賠償額を定め和解することについて

市道の管理瑕疵により発生した事故について、損害賠償額を定め、和解するもの。

- (1) 事故の概要
平成29年3月13日午前9時53分頃、AさんがBさん所有の普通乗用自動車を運転し、越谷市大間野町三丁目120番地1の駐車場に駐車しようとした際、側溝の蓋が外れていたため、普通乗用自動車の右側前輪がU字溝に落下し、Aさんが頸椎、腰椎等を捻挫し、及び普通乗用自動車が損傷したもの
- (2) 相手方 普通乗用自動車運転者Aさん及び所有者Bさん
- (3) 損害賠償額 105万4,562円

・第58号議案 市道路線の廃止について

市道1171号線（都市計画道路鳩ヶ谷別府線）の一部を県道に移管することに伴うもの1路線、一部
払下げに伴うもの1路線、合計2路線、延長2,099.65mを廃止するもの。

・第59号議案 市道路線の認定について

市道1171号線（都市計画道路鳩ヶ谷別府線）の一部を県道に移管することに伴うもの1路線、一部
払下げに伴うもの1路線、県道越谷川口線の一部が移管されることに伴うもの1路線、合計3路線、延長
2,835.30mを認定するもの。

・第60号議案 越谷市勤労者等生活資金貸付条例を廃止する条例制定について

勤労者等の生活資金の貸付について、民間金融機関等において類似の貸付制度もあることなどから、本
条例を廃止するもの。平成30年4月1日から施行

・第61号議案 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されることに伴い、政令による標準額に従い、2以上
の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定等の申請に係る手数料を新設するもの。平成30年4月1日
から施行

(1) 2以上事業者産業廃棄物処理認定申請手数料 147,000円

(2) 2以上事業者産業廃棄物処理変更認定申請手数料 134,000円

・第62号議案 越谷市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例制定について

平成30年3月31日までとなっている制度融資に係る利子助成の特例期間を更に1年間延長し、平成
31年3月31日までとするもの。平成30年4月1日から施行

・第63号議案から第72号議案まで

平成29年度越谷市一般会計補正予算（第4号）について ほか補正予算9件

・第73号議案から第83号議案まで

平成30年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件

【問い合わせ】 総務部法務課

電話 048-963-9130